ご契約に際して

■愛称について

「やさしい介護その時に」は介護サポート総合保険(引受基準緩和型 重度介護特約・引受基準緩和型軽度介護特約)の愛称です。

■加入・更新年齢について

- ●新規加入可能年齢:満65歳~84歳
- ●更新可能年齢:満100歳まで

■保険期間・更新について

保険期間は1年です。自動更新により満101歳の契約応当日の前日 まで保障が継続します。

■保険料のお支払について

- ●保険料払込期間:1年 ●保険料払込方法:月払
- ●払込方法:口座振替(毎月26日に振替:金融機関休業日は 翌営業日) またはクレジットカード

■お申し込みから保障の開始まで

	đ	5申込		保障開始	
お申	〕	15日 締切日	1日 責任開始日		26日 口座振替

- ※申込書類の締切日は毎月15日(当社着)です。締切日までに申込 書類一式が当社に到着した場合、翌月26日に初回保険料の振替 を行います。
- ※初回保険料より口座振替またはクレジットカードによるお支払 いとなります。代理店による現金領収、弊社への振込対応は取り 扱っておりません。
- ※初回保険料振替日の当月1日が契約日となり、その日から保障が 開始されます。初回保険料の振替ができなかった場合には、翌月に 2か月分を振替ます。翌月の振替日に振替ができなかった場合に は、お申込は不成立となります。改めてお申込ください。
- ※契約年齢は契約日における被保険者の満年齢です。
- ※上記は口座振替の場合です。クレジットカード払いの場合、お支 払日はカード会社所定の日となります。
- ※申込書類、口座振替依頼書に記入、押印漏れ等の不備がある場合 や、当社が確認を要する事項がある場合には、上記スケジュール 通りにならない場合があります。
- ※更新時の満年齢によって保険料が変動します。

■保険金等のお支払い事由について(下記のときお支払いします。)

重度介護保険金

責任開始日以後に生じた傷害または発病した 疾病を直接の原因として、公的介護保険で 要介護4または5と認定されたとき

軽度介護給付金

責任開始日以後に生じた傷害または発病した 疾病を直接の原因として、公的介護保険で 要介護2または3と認定されたとき

※やさしい介護その時に(引受基準緩和型)の場合、契約初年度は 軽度介護給付金·重度介護保険金に次の割合を乗じた金額をお支

責任開始日から4か月以内に支払事由が生じた場合:30% 責任開始日から5か月目以降8か月以内に支払事由が生じた場合:60% (9カ月以降の削減はありません)

■保険金等のお支払いが制限される場合

当商品には、保険金等をお支払いできない「免責事項」があります。 詳細につきましては、「重要事項説明書(契約概要·注意喚起情報)」 「約款」にてご確認の上、お申込みください。

■契約者配当金、満期保険金について

当商品には契約者配当金、満期保険金はありません。

■「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款」について

「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款」は、ご契約につ いて大切な事柄につき説明しています。ご契約の際には必ずご確 認の上、お申込みください。尚、契約後は保険証券と共に保管して ください。

■少額短期保険募集人について

当社の少額短期保険募集人には、保険契約締結の代理権、告知受領 権はありません。お引き受けの可否につきましては当社が判断致

■個人情報の取扱について

当社では「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切 な保護と利用を心がけております。申込書等にご記入いただいた個 人情報は、契約の引受、継続や維持管理、保険金等の支払い、各種サ ービスのご案内など、業務上必要な目的以外で利用することはあり ません。尚、業務上必要な範囲で業務委託先およびグループ会社、取 扱代理店と情報を共有致します。

Web 重要事項説明書・約款のご案内



お申込の際には「重要事項説明書」「約款」を必ずご確認ください。 当社では紙の使用を減らし、地球環境保護のため、Web での閲覧を推奨しております。

【閲覧方法】 下記 URL または QR コードよりアクセスいただき、ご加入いただく「商品名」から選択ください。

URL https://www.smile-ins.co.jp/product/yakkan.html



当社または取扱代理店までご連絡いただくか、契約申込書の所定欄へご記入ください。ご送付いたします。

引受少額短期保険会社

スマイル少額短期保険株式会社

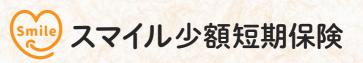
【紙での交付を希望される場合】

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル

TEL: 0120-617-438 FAX: 03-6861-3730

URL: https://www.smile-ins.co.jp

A24-006 Y3009 2408 取扱代理店





やさしい介護 その時に

介護サポート総合保険

(引受基準緩和型重度介護特約·引受基準緩和型軽度介護特約)

介護をする人も受ける人も やさしくなれる保険できました

要介護2以上で 一時金をお支払い Point

医師の 診査不要

100歳までの 保障であんしん



高齢化社会、要介護(要支援)認定される方が増えつづけています

介護が必要になった原因 認知症 16.6% その他 30.0% 脳血管疾患 **16.1**% 骨折·転倒 0.2% 13.9% 出典:厚生労働省「国民生活基礎調査(2022年)」 第13表 現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な

要介護(要支援)認定者数(4月末現在)

要介護(要支援)認定者数は、

認定者数は710.1万人で、うち男性が226.9万人、 女性が483.3万人となっている。

第1号被保険者に対する65歳以上の認定者数の割合は、 約19.4%となっている。



出典:厚生労働省介護保険事業状況報告の概要(令和6年4月暫定版)

原因の構成割合

介護が必要になったら、どのくらいのお金が必要?

自宅で介護の場合

車いす購入代金	2~10万円		
廊下・トイレ等の手すり取り付け費用	7 万円~		
道路から玄関までのスロープ工事費用	40~70万円		
浴室のバリアフリー化費用	50~100万円		
公的介護保険自己負担	利用料の1~3割		

高齢者施設へ入居の場合

入居一時金	0~1000万円
毎月の家賃・食費・利用料	10~30万円
公的介護保険自己負担	利用料の1~3割

《その他の費用》

- 外出時の介護タクシー代
- 自宅・介護施設への交通費
- 公的介護保険を超える介護サービス
- 介護のために仕事を減らしたり、退職したときの収入減

要介護状態(認定の目安)

要介護2



- ●食事や排泄に何らか の介助が必要
- 立ち上がりや歩行な どに何らかの支えが 必要

要介護3



- ●食事や排泄に一部介 助が必要
- ●入浴や衣服の着脱な どに全面的な介助が 必要
- ●片足での立位保持が できない

要介護 4



- ●食事に一部介助が 必要
- ●排泄、入浴などに全面 的な介助が必要
- ●両足での立位保持が ひとりではほとんどで

要介護5



- ●日常生活を遂行する 能力は著しく低下し、 日常生活全般に介助 が必要
- ●意思の伝達がほとん どできない

4つのポイント



Point

保険金は一括してお支払い

ご自宅のバリアフリー化工事費、有料老人 ホームの入居一時金等、そのときの状況に 応じてご利用いただけます。



公的介護保険の

要介護認定と連動しているから、 シンプルで分かりやすい



介護の保障に絞ることで、 お手頃な保険料を実現

Point

自動更新により

100歳まで保障が継続

するので安心

Plan 3つのプランよりお選びください

月払保険料(円)

単位(円)

プランと保険金額	充実プラン		お手頃プラン		ちょこっとプラン	
公的介護保険で 要介護 4または5となったとき (重度介護保険金)	300万円		200万円		100万円	
公的介護保険で 要介護 2または3となったとき (軽度介護給付金)	50万円		30万円		20万円	
契約年齢	男性	女性	男性	女性	男性	女性
65歳~69歳	2,489	1,764	1,629	1,157	860	607
70歳	3,002	2,267	1,965	1,486	1,037	781
71歳	3,699	2,899	2,421	1,900	1,278	999
72歳	4,397	3,531	2,878	2,314	1,519	1,217
73歳	5,250	4,525	3,437	2,966	1,813	1,559
74歳	6,132	5,542	4,014	3,632	2,118	1,910
75歳	6,692	6,370	4,380	4,174	2,312	2,196
76歳	7,554	7,371	4,944	4,830	2,610	2,541
77歳	8,407	8,359	5,503	5,477	2,904	2,882
78歳	9,916	10,673	6,490	6,994	3,426	3,679
79歳	11,426	13,016	7,478	8,529	3,948	4,487
80歳	12,959	15,406	8,480	10,094	4,479	5,312
81歳	14,493	17,790	9,483	11,656	5,010	6,134
82歳	16,066	20,197	10,512	13,233	5,554	6,964
83歳	18,627	24,748	12,184	16,220	6,443	8,528
84歳	21,338	29,393	13,956	19,266	7,382	10,127

[※]やさしい介護その時に(引受基準緩和型)の場合、契約初年度は軽度介護給付金・重度介護保険金に次の割合を乗じた金額を お支払いします。

更新時の満年齢によって保険料が変動します。

責任開始日から4か月以内に支払事由が生じた場合:30%

責任開始日から5か月目以降8か月以内に支払事由が生じた場合:60%

⁽⁹カ月以降の削減はありません)